

青森県報

号外第三十二号

令和六年
四月一日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………(財産管理課) ……
教育委員会

○公印の調製及び廃止……………(職員福利課) ……

○教育職員検定による教科及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(教職員課) ……

公安委員会

○青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則……………(厚 生 課) ……

○少年指導委員の委嘱……………(人身安全対策課) ……

規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十七号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の表中「、さわらび療育福祉センター所長及び警察署長」を「及びさわらび療育福祉センター所長」に改める。

別表第一第二号(二)を削り、(三)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とし、(九)を削り、第三号(二)中「警察本部施設課長」を「警察本部施設整備課長」に改める。

第一号様式中「~~警・平~~」を「~~警・平~~」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二号様式中「~~警~~」を削り、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、警察本部施設課長が行った承認その他の行為又は警察本部施設課長に対して行った申請その他の行為は、警察本部施設整備課長が行った承認その他の行為又は警察本部施設整備課長に対して行った申請その他の行為とみなす。



教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

令和六年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県教育委員会文書取扱規程(平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号)第十一条の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県教育委員会

<p>青森県立八戸西 高等学校長印</p> 	<p>廃止した公印の名称及び印影</p>
<p>青森県立八戸西 高等学校長印</p> 	<p>調製した公印の名称及び印影</p>

青森県教育委員会告示第四号

平成三十一年三月二十九日青森県教育委員会告示第二号（教育職員検定による教科及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

青森県教育委員会

附表（一）、附表（二）及び別表（十九）を次のように改める。

附表(1) 中学校の教科に関する専門的事項に関する科目の単位修得表

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
漢文	国文学(国文学史を含む。)	美術	材料加工(実習を含む。)
書道	(書写を中心とする。)	技術	機械・電気(実習を含む。)
日本史	外国史	情報	情報コミュニケーション
地理学	(地誌を含む。)	家庭経営学(家庭関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学(被服実習を含む。)
法律学	(政治学を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
社会学	(社会学、経済学、)	住居学	住居学
哲学	(倫理学、宗教学、)	保育学	保育学
代数学		職業概説	職業概説
幾何学		職業指導	職業指導
解析学		職業指導	職業指導
統計学		職業指導	職業指導
コンピュータ		職業指導	職業指導
物理学		職業指導	職業指導
化学		職業指導	職業指導
生物学		職業指導	職業指導
地学		職業指導	職業指導
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		職業指導	職業指導
ソルフェージュ		職業指導	職業指導
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌謡を含む。)		職業指導	職業指導
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		職業指導	職業指導
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)		職業指導	職業指導
音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		職業指導	職業指導
絵画(映像メディア表現を含む。)		職業指導	職業指導
彫刻		職業指導	職業指導
デザイン(映像メディア表現を含む。)		職業指導	職業指導
工芸		職業指導	職業指導
美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びビジュアルの美術を含む。)		職業指導	職業指導
体育実技		職業指導	職業指導
体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		職業指導	職業指導
生理学(運動生理学を含む。)		職業指導	職業指導
衛生学・公衆衛生学		職業指導	職業指導
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		職業指導	職業指導
備考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。	備考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。

附表(2) 高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目の単位修得表

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
漢文	国文学(国文学史を含む。)	看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)
日本史	外国史	看護実習	看護実習
地理学	人文地理学・自然地理学	家庭経営学(家庭関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学(家庭関係学及び家庭経済学を含む。)
法律学	(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	被服学(被服実習を含む。)	被服学(被服実習を含む。)
社会学	(社会学、経済学(国際経済学を含む。))」	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
哲学	(社会学、倫理学、宗教学、心理学)」	住居学	住居学
代数学		保育学	保育学
幾何学		情報社会(職業に関する内容を含む。)	情報社会(職業に関する内容を含む。)
解析学		情報ネットワーク	情報ネットワーク
統計学		情報システム	情報システム
コンピュータ		情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク
物理学		職業の関係科目	職業の関係科目
化学		職業の関係科目	職業の関係科目
生物学		職業の関係科目	職業の関係科目
地学		職業の関係科目	職業の関係科目
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		職業の関係科目	職業の関係科目
ソルフェージュ		職業の関係科目	職業の関係科目
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌謡を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
絵画(映像メディア表現を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
彫刻		職業の関係科目	職業の関係科目
デザイン(映像メディア表現を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
工芸		職業の関係科目	職業の関係科目
美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びビジュアルの美術を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
体育実技		職業の関係科目	職業の関係科目
体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
生理学(運動生理学を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
衛生学・公衆衛生学		職業の関係科目	職業の関係科目
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		職業の関係科目	職業の関係科目
備考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。	備考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。

(19) 幼稚園・小学校・中学校教諭2種免許状、高等学校教諭1種免許状

教員としての在職年数と修得単位を条件として、所持免許状の隣接校種の普通免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

受けようとする免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状			小学校教諭2種免許状						中学校教諭2種免許状						高等学校教諭1種免許状			
根拠 規定	免許法	別表第8			別表第8						別表第8						別表第8			
	免許法施行規則	第18条の2			第18条の2						第18条の2		第18条の2 第18条の3		第18条の2 第18条の3		第18条の2 第18条の3			
教員としての在職年数		3			3						3						3			
受けようとする免許状に関する在職年数（教員としての在職年数に算入した期間を除く。）		0	1		0	1	2	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	0	1	2
修得することを必要とする総単位数		6	3		13	10	7	12	9	6	14	11	8	7	9	6	5	12	9	6
教科に関する専門的事項に関する科目単位数											10	7	5	5						
保育内容の指導法に関する科目単位数		6	3																	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）					10	7	5	10	7	5	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数					3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	3	2	2	2	2	1
道徳の理論及び指導法					1	1	1								1	1	1			
生徒指導の理論及び方法																				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	2	1
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																				
大学が独自に設定する科目単位数															4	3	2	8	6	4
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭 普通免許状			幼稚園教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状			小学校教諭 普通免許状			高等学校教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状 (2種免許状を除く。)			
備 考	(1) 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第1項の表の定めるところによる。																			
	(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第2項の表の定めるところによる。																			
	(3) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。																			
	(4) 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合は、国語（書字を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上（免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に該当する場合にあっては、5以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上）を、中学校教諭2種免許状又は高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合は、受けようとする免許教科について修得するものとする。																			
	(5) 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の修得にあっては、全ての科目を含むものとする。																			
	(6) 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号により修得するものとする。																			

附則

- この告示は、公表の日から施行する。
- この告示が施行される日までに、改正前の単位修得方法により単位の一部を修得している者の単位の修得方法は、令和六年三月三十一日までに全部修得した場合に限り、従前の例による。

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第七号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

青森県警察職員定員表

区 分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
	県 警 察 本 部	66	106	334	263	66	835	248
青 森 警 察 署	4	12	65	91	133	305	20	325
青 森 南 警 察 署	1	3	8	6	12	30	2	32
外 ヶ 浜 警 察 署	1	1	7	7	9	25	2	27
大 間 警 察 署	1	1	6	6	8	22	2	24
む つ 警 察 署	2	6	15	22	33	78	8	86
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	5	17	39	3	42
弘 前 警 察 署	5	11	51	66	91	224	16	240
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	4	6	12	13	36	3	39
つ が る 警 察 署	1	4	8	10	17	40	3	43
五 所 川 原 警 察 署	2	7	20	21	43	93	6	99
黒 石 警 察 署	2	8	15	30	34	89	5	94
八 戸 警 察 署	4	11	58	78	113	264	27	291
三 戸 警 察 署	1	4	10	6	19	40	3	43
五 戸 警 察 署	1	1	6	13	7	28	2	30
七 和 田 警 察 署	2	6	14	21	39	82	5	87
七 戸 警 察 署	1	4	10	8	15	38	3	41
三 沢 警 察 署	2	6	18	19	35	80	8	88
合 計	98	200	662	684	704	2,348	366	2,714

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害の認定等)</p> <p>第三条 「1・2 略」</p> <p>3 本部長は、第一項の規定により、その災害が法第二条に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書（別記様式第二号）により、速やかに通知するほか、必要な教示を行うものとする。</p> <p>令第十条の二第一項後段（令第十条の七第六項において準用する場合を含む。）、第十条の三第一項後段、第十条の四第二号、第十二条の二若しくは附則第二条第一項若しくは第二項の規定により給付を受けるべき</p>	<p>(災害の認定等)</p> <p>第三条 「1・2 同上」</p> <p>3 本部長は、第一項の規定により、その災害が法第二条に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書（別記様式第二号）により、速やかに通知するほか、必要な教示を行うものとする。</p> <p>令第十条の二第一項後段（令第十条の七第六項において準用する場合を含む。）、第十条の三第一項後段、第十条の四第二号若しくは第十二条の二の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第九条第二項</p>

者が生じた場合又は令第九条第二項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

(休業給付を行わない期間)

第四条の三 令第十三条の規定を準用する本部長が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置されている期間
- 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容

の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

(休業給付を行わない期間)

第四条の三 「同上」

- 一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている期間、労役上留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間

- 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容

されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間

(協力援助者年金証書)

第九条 「略」

- 2 本部長は、既に交付した証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要が生じた場合には、新たな証書を交付するものとする。
- 3 証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、協力援助者年金証書再交付請求書（別記様式第十八号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

- 第十九条 年金たる給付を受けている

されている期間又は売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

(協力援助者年金証書)

第九条 「同上」

- 2 本部長は、既に交付した証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要が生じた場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。
- 3 証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、協力援助者年金証書再交付請求書（別記様式第十八号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。
- 4 亡失により証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、発見した証書を速やかに本部長に返納するものとする。
- 5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、当該権利の喪失に係る証書を速やかに本部長に返納するものとする。

- 第十九条 「同上」

者は、次の各号に掲げる場合には、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。

- 一 「号を削る。」
- 二 「号を削る。」
- 三 「二号ずつ繰り上げる。」

- 一 「同上」
- 二 改印したとき。
- 三 「同上」

別記様式第9号 (第3条、第13条の2関係)

給付決定通知書			
通知年月日	年月日	通知番号	番号
(請求者) 氏名	青森県警察本部長		
次のおり給付を決定したので通知します。			
給付の内容	決定額	給付の内容	決定額
療養給付	円	葬祭給付	円
傷病給付年金	円	障害給付年金遡及金	円
報告給付年金	円	障害給付年金前払金	円
報告給付一時金	円	一時的給付金	円
介護給付	円	遺族給付年金前払金	円
遺族給付年金	円	未支給の給付	円
遺族給付一時金	円	休業給付	円
合計		円	
備考			

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第9号 (第3条、第13条関係)

給付決定通知書			
通知年月日	年月日	通知番号	番号
(請求者) 氏名	青森県警察本部長		
次のおり給付を決定したので通知します。			
給付の内容	決定額	給付の内容	決定額
療養給付	円	葬祭給付	円
傷病給付年金	円	障害給付年金遡及金	円
報告給付年金	円	障害給付年金前払金	円
報告給付一時金	円	一時的給付金	円
介護給付	円	遺族給付年金前払金	円
遺族給付年金	円	未支給の給付	円
遺族給付一時金	円	休業給付	円
合計		円	
備考			

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(2)

受給権者の住所	
受給権者の氏名	
年令の欄 (第 7 条)	年 月 日
年金の額 (第 7 条)	円
支給開始年月	年 月 日
受給権者の職務に協力した者の実害給付に関する法律の規定により上記の1のおり支給します。	
年月日	
青森県警察本部長	

(1)

番号	
協力受給者	
年金受給者	
青森県警察本部	

(2)

受給権者の住所	
受給権者の氏名	
年令の欄 (第 7 条)	年 月 日
年金の額 (第 7 条)	円
支給開始年月	年 月 日
受給権者の職務に協力した者の実害給付に関する法律の規定により上記の1のおり支給します。	
年月日	
青森県警察本部長	

(1)

番号	
協力受給者	
年金受給者	
青森県警察本部	

備考 表中の「」は注記である。

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用さ

別記様式第18号 (第9条関係)

協力給付者年金証書交付請求書	
請求年月日	年 月 日
青森県警察本部長 職	(請求者) 氏名
次の年金証書をCに提出したので再交付を請求します。	
1 年金証書の番号	第 号
2 証書交付年月日	年 月 日
3 受給権者の氏名	
4 傷病等級	第 級
5 障害給付年金の額	円
再交付	再交付
年 月 日	年 月 日

注 1 請求者は、受印の欄には記入しないこと。
2 この請求書には、年金証書の欠失の理由を明らかにすることのできる裏書を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

6 あらかじめ、実務機関からの必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から毎月末日までの間に、実務機関に報告書又は(控票)書の提出又は遺族の現況に関する報告書を提出してください。

7 この内容を変更する必要がある場合は、その内容を裏書きに記述してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)
ウ 遺族給付年金の場合
エ 受給権者が死亡した場合
オ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(2) 障害給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)
ウ 遺族給付年金の場合
エ 受給権者が死亡した場合
オ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(3) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(4) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

8 実務機関への届出、提出、請求などが必要となる場合は、事前に実務機関と協議してください。

9 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注 意 事 項

- この証書は、警察官の職務に協力した者の実害給付に関する法律に基づいて、警察給付金、警察給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を得ることと併せてする書類です。年金の額は、次のとおりです。
 - 1 この額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
 - 2 年金の額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
 - 3 年金の額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 2 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 3 次の場合に関する事項は、速やかにその事実を警察本部に報告してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 遺族給付年金または障害給付年金に変更があった場合
 - (3) 警察給付年金または警察給付年金前払金に変更があった場合
 - (4) 遺族給付年金または障害給付年金前払金に変更があった場合
- 4 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 5 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。

別記様式第18号 (第9条関係)

協力給付者年金証書交付請求書	
請求年月日	年 月 日
青森県警察本部長 職	(請求者) 氏名
次の年金証書をCに提出したので再交付を請求します。	
1 年金証書の番号	第 号
2 証書交付年月日	年 月 日
3 受給権者の氏名	
4 傷病等級	第 級
5 障害給付年金の額	円
再交付	再交付
年 月 日	年 月 日

注 1 請求者は、受印の欄には記入しないこと。
2 この請求書には、年金証書の欠失の理由を明らかにすることのできる裏書を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

6 あらかじめ、実務機関からの必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から毎月末日までの間に、実務機関に報告書又は(控票)書の提出又は遺族の現況に関する報告書を提出してください。

7 この内容を変更する必要がある場合は、その内容を裏書きに記述してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)
ウ 遺族給付年金の場合
エ 受給権者が死亡した場合
オ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(2) 障害給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)
ウ 遺族給付年金の場合
エ 受給権者が死亡した場合
オ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(3) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

(4) 遺族給付年金の場合
ア 受給権者が死亡した場合
イ 再就職して年金を受けない程度の障害の状態になった場合(障害の程度について、実務機関に相談してください)

8 実務機関への届出、提出、請求などが必要となる場合は、事前に実務機関と協議してください。

9 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注 意 事 項

- この証書は、警察官の職務に協力した者の実害給付に関する法律に基づいて、警察給付金、警察給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を得ることと併せてする書類です。年金の額は、次のとおりです。
 - 1 この額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
 - 2 年金の額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
 - 3 年金の額は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 2 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 3 次の場合に関する事項は、速やかにその事実を警察本部に報告してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 遺族給付年金または障害給付年金に変更があった場合
 - (3) 警察給付年金または警察給付年金前払金に変更があった場合
 - (4) 遺族給付年金または障害給付年金前払金に変更があった場合
- 4 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。
- 5 この証書は、国民年金、4月、8月、12月、当該年度の12月、当該年度の12月、当該年度の12月の3回の支給となります。

れている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

青森県公安委員会告示第四十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により、令和六年四月一日付けで、少年指導委員を委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和六年四月一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

氏名	連絡先	活動区域
越前屋 綾子	青森警察署生活安全課 (電話 〇七三三三〇二〇)	青森市のうち、青森駅周辺（安方一丁目から二丁目、新町一丁目から二丁目、古川一丁目から二丁目）、本町一丁目から二丁目、本町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目、観光通り周辺（緑三丁目九番から一一番、青葉三丁目五番から九番、浦町字奥野六一番地から六二九番地、浜田字豊田三五六番地から三七八番地、浜田字玉川一七七番地から三番地、浜田字玉川二〇二番地から二〇七番地、浜田字玉川二二〇番地から二二四番地、浜田字玉川二二三番地から二二四番地、問屋町二丁目一から三番地、大野字若宮一八二番地、東大野一丁目五番から一三番、浜田一丁目四番、妙見二丁目四番、妙見三丁目九番、妙見二丁目四番、妙見三丁目九番、江三好周辺（八重田四丁目二番）、江三好周辺（三好一丁目二番）、石江字三好一七一番地、新田三丁目一〇番、合浦一丁目七番、佃周辺（南佃一丁目七番）の区域
木立 匡英		
櫻田 政信		
長崎 毅		
中村 節雄		

野崎 径裕	八戸警察署生活安全課 (電話 〇七四四四四二)	八戸市のうち、本八戸駅前周辺（内丸一丁目から三丁目、窪町、沼馬場町、城下一丁目から四丁目、長横町、沼館一丁目、廿三日目、十三日町、三日町、堤町、八日町、十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、柏崎二丁目、鳥屋部町、吹匠小路、長横町、岩泉町、類家三丁目、上五丁目、南類家二丁目、諏訪三丁目、目、、湊高台周辺（湊高台一丁目、陽五丁目）、八戸駅前周辺（長苗代字前田、下苗代字内舟渡、長苗代字二丁目）、市民病院周辺（新井田西一丁目から三丁目）の区域
平澤 敦子		
小笠原 嘉		
赤平 淳一	弘前警察署生活安全課 (電話 〇七三三三〇二二)	弘前市のうち、弘前駅周辺（駅前大町一丁目、鍛冶町周辺（親方町、鍛冶町、新鍛冶町、北川端町、桶屋町、本町）、土手町周辺（土手町四番地から九四番地、一番町、松森町）、城東周辺（城東北三丁目、高崎二丁目、末広一丁目から二丁目、高田五丁目、俵元一丁目、早稲田三丁目から四丁目）、泉野周辺（泉野一丁目から五丁目）、弘前警察署周辺（神田一丁目から二丁目、堅田一丁目）の区域
今野 浩二		
仲野 浩子		
溝江 葉子		
齋藤 里香		
長尾 敦子	五所川原警察署生活安全課 (電話 〇七三三三〇二二)	五所川原市のうち、五所川原駅周辺（大町、旭町、東町、布屋町）、浅川端町周辺（川端町、本町、寺町、岩木町）、エルム周辺（唐笠柳字藤巻、石岡字藤巻）の区域
島村 隆		
神康 仁		
工藤 浩治	黒石警察署生活安全課 (電話 〇七三三三〇二二)	黒石市のうち、徳兵衛町周辺（甲徳路、横町）、乙徳兵衛町、油横町、寺小瀬石字稲田、中川字花岡）、アタクノスプラザ周辺（富士見一〇三番地）の区域及び平柳町のうち、平賀駅前周辺（本町北柳田一番地から二七番地）の区域
鎌田 晃		
今井 武		
中野 純		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭